

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年7月11日

【会社名】 株式会社ビジョナリーホールディングス

【英訳名】 VISIONARYHOLDINGS CO. , LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 星崎 尚彦

【本店の所在の場所】 東京都港区芝浦四丁目17番3号 芝浦N Aビル3階

【電話番号】 (03) 6453-6644 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員C F O 三井 規彰

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋堀留町一丁目9番11号 NEWS日本橋堀留町6階

【電話番号】 (03) 6453-6644 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員C F O 三井 規彰

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成30年7月10日の当社取締役会において、当社の連結子会社である株式会社メガネスーパー（以下、「メガネスーパー」といいます。）から、関係会社管理事業及びメガネスーパーが保有する関係会社株式を承継させるため、同社との間で吸収分割契約（株主総会の決議による承認を要しない吸収分割契約）を締結することを決定し、同日、メガネスーパーとの間で吸収分割契約を締結したので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1．当該吸収分割の相手方会社に関する事項

(1) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

（平成30年4月30日現在）

商号：株式会社メガネスーパー

本店の所在地：神奈川県小田原市本町四丁目2番39号

代表者の氏名：星崎尚彦

資本金の額：100,000,000円

純資産の額：1,340,287,029円

総資産の額：13,675,742,342円

事業の内容：眼鏡の販売、コンタクトレンズの販売、眼鏡用レンズ・フレームの製造・販売、眼鏡販売業用機

の

販売、賃貸業、眼鏡販売加盟店の募集並びに経営の指導、補聴器の販売等

(2) 最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

決算期	平成28年4月期	平成29年4月期	平成30年4月期
売上高	15,707百万円	17,687百万円	20,687百万円
営業利益	523百万円	450百万円	598百万円
経常利益	421百万円	363百万円	460百万円
純利益	260百万円	79百万円	814百万円

(3) 大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

株式会社ビジョナリーホールディングス 100%

(4) 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係 当社の100%出資の子会社です。

人的関係 役員9名の兼任

取引関係 経営指導料の受取

2．当該吸収分割の目的

当社グループの再編にあたり、当社を持株会社とする持株会社体制への移行のため、当社子会社であるメガネスーパーの関係会社管理事業を吸収分割により当社に承継させることより、メガネスーパー保有の株式会社メガネハウス、株式会社関西アイケアプラットフォーム、株式会社みちのくアイケアプラットフォーム及び株式会社Enhancelaboの株式を当社に移管するものです。

3．当該吸収分割の方法、吸収分割に係る割当ての内容その他の吸収分割契約の内容

(1) 吸収分割の方法

締結予定の吸収分割契約書の定めるところにより、メガネスーパーの有する関係会社管理事業及び同事業に係る資産等（ただし、債務及び雇用関係を除きます。）を承継対象とし、メガネスーパーを分割会社、当社を承継会社とする吸収分割を行います。

(2) 吸収分割の日程

吸収分割契約承認取締役会 平成30年7月10日

吸収分割契約書締結日 平成30年7月10日

本吸収分割の効力発生日 平成30年10月1日(予定)

(注) 分割会社であるメガネスーパーにおいては、会社法第784条第1項に規定する略式吸収分割に該当するため、承継会社である当社においては、会社法第796条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、いずれも吸収分割契約承認株主総会を開催いたしません。

(3) 吸収分割に係る割当ての内容

100%子会社との間の吸収分割であるため、割当財産はありません。

(4) その他の吸収分割契約の内容

ア. メガネスーパーの関係会社管理事業を吸収分割により当社に承継させることより、メガネスーパー保有の株式会社メガネハウス、株式会社関西アイケアプラットフォーム、株式会社みちのくアイケアプラットフォーム及び株式会社EnhanLaboの株式を当社に移管する。

イ. 当該吸収分割により、当社は、メガネスーパーの負債を承継しない。

ウ. 平成30年10月1日 会社分割の効力発生(予定)

4. 吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

該当事項はありません。

5. 当該吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

吸収分割の対象事業をメガネスーパーから承継することを除き、当社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容については変更ありません。なお、承継後の当社の純資産の額及び総資産の額は現時点では確定しておりません。